

## 琵琶湖森林づくり県民税条例の検討結果について

### 1 これまでの経緯

- (1) 琵琶湖の水源かん養や県土の保全等の森林の有する公益的機能が高度に發揮されるような森林づくりのための施策を推進するため、琵琶湖森林づくり県民税条例（以下、県民税条例という。）を平成18年4月から施行した。
- (2) 県民税条例付則により施行後5年を目途として見直しを行うこととしていたため、平成22年度に当条例の規定について検討を行った結果、導入時の制度を維持することとし、更に5年後を目途に検討するよう県民税条例付則を改正した。
- (3) 平成22年度の見直しから5年を経過することとなることから、県民税条例付則に基づき条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、当条例の規定について検討を行うため、平成27年度において、学識経験者等の6名の委員で構成される琵琶湖森林づくり条例検討会（以下「検討会」という。）を設置し、意見交換を行った。

（参考 琵琶湖森林づくり県民税の概要）

課税方式	県民税均等割の標準税率に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式  ◆ [イメージ図]																		
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等のある個人 法人：県内に事務所等のある法人等																		
加算額 (年額)	<p>個人：800円 (標準税率 1,000円)          法人：法人県民税均等割額の標準税率の11%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額による区分</th> <th>標準税率</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人 (均等割非課税法人除く)</td> <td>20,000円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>59,400円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額による区分	標準税率	加算額	下記以外の法人 (均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円	1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円	1億円超10億円以下	130,000円	14,300円	10億円超50億円以下	540,000円	59,400円	50億円超	800,000円	88,000円
資本金等の額による区分	標準税率	加算額																	
下記以外の法人 (均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円																	
1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円																	
1億円超10億円以下	130,000円	14,300円																	
10億円超50億円以下	540,000円	59,400円																	
50億円超	800,000円	88,000円																	

## 2 使途と税収

(1) 税の使途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当している。

○ 環境を重視した森林づくり（琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公的機能の高度発揮を目指す施策）

- ① 陽光差し込む健康な森林づくり事業
- ② 長寿の森奨励事業（水源かん養機能の高い長伐期林への誘導）
- ③ 森林を育む間伐材利用促進事業
- ④ 里山リニューアル事業

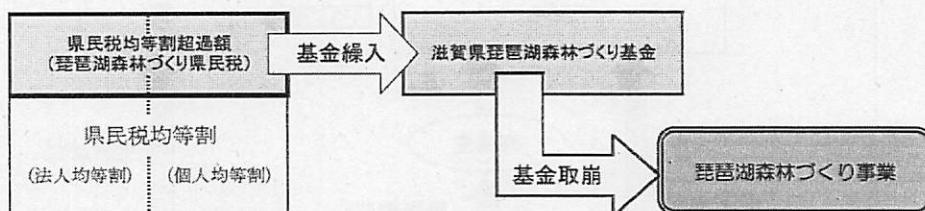
○ 県民協働による森林づくり（県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策）

- ⑤ 協働の森づくりの啓発事業
- ⑥ みんなの森づくり活動支援事業
- ⑦ 未来へつなぐ木の良さ体感事業
- ⑧ 森林環境学習事業

また、事業の進捗状況については、滋賀県森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の進捗管理の中で、毎年度点検を行い、事業効果や使途の妥当性、施策の方向性を評価されている。

さらに、森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況について、毎年度、県広報誌やホームページなどを通じて県民に広く公表している。

### ◆ 琵琶湖森林づくり県民税の流れ [イメージ図]



(2) 税収等を積み立てた滋賀県琵琶湖森林づくり基金の残高等の状況は次のとおりである。

	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	累計 (平成18年度～)
琵琶湖森林づくり県民税	676,689	683,022	687,979	694,383	696,402	5,943,479
個人県民税均等割分	520,124	524,214	529,999	534,963	535,987	4,669,712
法人県民税均等割分	156,565	158,808	157,980	159,420	160,415	1,273,767
基金積立額(A)	638,363	650,407	661,354	650,824	663,919	5,658,308
琵琶湖森林づくり県民税	636,700	648,900	657,500	649,200	661,700	5,636,600
寄附金	50	0	0	300	357	4,606
財産収入	1,613	1,507	1,435	966	826	11,958
諸収入	0	0	2,419	358	1,036	5,144
琵琶湖森林づくり事業費	740,431	733,650	843,085	834,432	887,280	6,281,909
国費充当	146,392	134,974	118,175	165,136	177,202	920,824
基金充当(B)	594,039	598,676	724,910	669,296	710,078	5,361,085
基金残額(A)-(B)	44,324	51,731	▲ 63,556	▲ 18,472	▲ 46,159	297,223
(累計)(5月末残高)	373,679	425,410	361,854	343,382	297,223	
基金利用率(B)/(A)	93.1	92	109.6	102.8	107	94.7
琵琶湖森林づくり県民税 利用率	93.3	92.3	110.3	103.1	107.3	95.1

※ 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税收入確定前に見込み金額によって積み立てることとなるため同額にはならない。

### 3 必要性

平成 27 年 8 月の「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」の諮問に対する滋賀県森林審議会の答申において、「琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。」旨の意見が出されている。

また、市町からも琵琶湖森林づくり事業について継続を求める意見が多数ある。

これらのことから、琵琶湖森林づくり事業の財源を確保するため、県民税については今後も継続する必要がある。（資料参照）

### 4 検討結果

検討会での意見を参考とし、県民税について検討した結果は以下のとおり。

#### (1) 現行の課税方式（県民税均等割超過課税方式）について

以下の理由から、県民税均等割超過課税方式を継続する。

- ① 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、他に財源がない限りは、税によることが必要である。
- ② 現行方式は、基金積立方式とすることで県民税の使途の明確化が図られている。
- ③ 現行方式で、県民税の目的や運用に特別な不都合が生じていない。
- ④ 現行制度に替えて目的税方式とした場合、コスト面でのデメリットが依然としてある。

#### (2) 県民税均等割超過課税方式の税率について

次の理由から、現行の税率（個人県民税分 800 円 法人県民税分 11%相当額）を継続する。

琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である平成 32 年度までの琵琶湖森林づくり事業の規模、滋賀県琵琶湖森林づくり基金の残高および県民税収入額を勘案すると、現行の税率を維持することが適当である。

#### (3) 琵琶湖森林づくり県民税条例の次回の検討時期について

以下の理由から、平成 32 年度を目途として、県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を行うこととする。

- ① 一定の検討期間の確保を前提に、滋賀県森林審議会における平成 33 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要がある。
- ② 検討の際は、現行の琵琶湖森林づくり基本計画の終期が平成 32 年度であることを考慮する必要がある。

以上のことから、県民税について、現行制度を維持する。

なお、今後も必要に応じて再度検討を行うことが適當と考えられることから、平成 32 年度を目途に県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、再検討を行う規定を付則中に設けるための付則の改正を行うこととする。

### 5 その他

平成 28 年 9 月定例会議に県民税条例付則の改正を提案予定。

## 琵琶湖森林づくり県民税の必要性について

### ○これまでの事業の評価について

琵琶湖森林づくり県民税を活用した事業では「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」に取り組んでおり、「琵琶湖森林づくり基本計画」の指標により、森林審議会において、毎年度点検・評価をいただいている。

基本施策については、間伐実施面積や里山整備協定林数、県産材利用の促進について達成率が低く、長期目標達成のため、引き続き取り組みを推進していく必要がある。

戦略プロジェクトについては、おおむね目標を達成することができたが、目標を達成していない間伐実施面積と併せ、新たな課題への対応のため、継続して取り組む必要がある。

### ○新たな課題への対応について

近年の社会情勢の変化等により、顕在化してきた新たな課題に対応するため、平成28年3月に基本計画を改定し、新たなテーマのもと戦略プロジェクトに取り組んでいく。

◇新たな課題 森林土壤の衰退、森林境界の不明確化、県産材の安定的な供給など

◇戦略プロジェクトのテーマ 「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」「県産材の安定供給体制の確立」

これまでの施策と併せ、新たな課題の解決に向けた施策を、実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくため、琵琶湖森林づくり事業の継続が必要である。

### ○市町からの意見について

市町から、琵琶湖森林づくり事業について継続を求める意見が多数ある。

- ・ 市長会からの要望（平成28年度滋賀県予算施策に対する要望書より）  
「琵琶湖森林づくり県民税」の活用により、多様な間伐の取り組みができるよう、県単事業の創出を求める。
- ・ 町村会からの要望（平成28年度県予算・施策に関する要望より）  
町が実施する地域特性に応じた施策の財源として、琵琶湖森林づくり県民税を活用できるよう検討されたい。

## ○基本施策および戦略プロジェクトの実績

- I 基本施策（基本指標）：H17～H32までの取り組み。長期目標（平成32年度）に対する実績の割合で評価。
- II 戦略プロジェクト：H22～H26の5年間の取り組み。中期目標（平成26年度）に対する実績の割合で評価。

## I : 基本施策【基本指標】 \*達成率は長期目標に対する割合

			H15 (目標設定時)	H22	H26	H32 (長期目標)
1 環境に配慮した森林づくりの推進	人工林の地域特性に配慮した森	除間伐を必要とする人工林(年林整備の推進	数値 3,100ha)に対する整備割合	64%	97%	56%
			達成率		108%	62%
2 県民の協働による森林づくりの推進						
県民の主体的な参画の促進	森林づくり活動を実践している市民団体等の数(累計)		数値	30団体	112団体	162団体
			達成率		68%	111%
里山の整備・利活用の推進	里山整備協定林の数(累計)		数値	0協定	11協定	14協定
			達成率		28%	35%
びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み	びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数(人)		数値	1,583人	6,819人	11,845人
			達成率		52%	91%
3 森林資源の循環利用の促進						
県産材の利用の促進	県産材の素材生産量		数値	32,000m <sup>3</sup>	43,000m <sup>3</sup>	56,000m <sup>3</sup>
			達成率		36%	47%
4 次代の森林を支える人づくりの推進						
森林所有者等の意欲の高揚	地域の森林づくりを推進する集落数		数値	25集落	60集落	89集落
			達成率		60%	89%

## II : 戦略プロジェクト【5年間の取り組み】 \*達成率は中期目標に対する割合

			H20 (目標設定時)	H22	H26	H26 (中期目標)
1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト	環境林整備面積(累計)	数値	422ha	639ha	2,026ha	1,600ha
		達成率			18%	136%
	年間間伐実施面積	数値	2,525ha	3,014ha	1,724ha	3,100ha
		達成率			97%	
2 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト	年間作業道等開設延長	数値	26,115m	69,652m	113,631m	36,200m
		達成率			192%	
	琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	数値	3協定	11協定	23協定	15協定
		達成率			67%	
3 森林資源の循環利用促進プロジェクト	森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数	数値	482日	539日	862日	750日
		達成率			72%	
	びわ湖材認証を行った年間木材量	数値	9,595m <sup>3</sup>	10,484m <sup>3</sup>	32,109m <sup>3</sup>	18,000m <sup>3</sup>
		達成率			58%	
4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト	森林環境学習の年間受講者数	数値	12,928人	14,557人	20,472人	20,000人
		達成率			73%	

## 《参考》

今回の検討において、学識経験者等の6名の委員で構成される検討会を設置し、意見交換を行っており、その概要は次のとおり。

### (1) 検討会委員（五十音順、敬称略）

氏名	現職名・所属等
我妻伸彦	立命館大学経済学部教授
岩波陽子	三和総合設計株式会社一級建築士
坂野上なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
高橋卓也	滋賀県立大学環境科学部教授
田中治	同志社大学法学部教授
長島啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科助教

### (2) 検討会での意見概要

#### ① 滋賀県森林審議会での県民税の使途の考え方及び平成27年度以降の事業内容等に関する意見

- 創設時の理念に照らして県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別する必要がある。
- 琵琶湖森林づくり事業は、県民税を充当するのに値する公益性があるのかという視点を持って、実施していくことが必要である。
- 琵琶湖森林づくり事業の効果について県民が実感できるような事業を展開していく必要がある。
- 一般財源で林業振興により自立的に森林づくりが行われるよう支援し、将来的に県民税が縮小する方向へ移行するような好循環を作っていく必要がある。
- 国の税制改正や琵琶湖の保全及び再生に関する法律などの動向に留意し、琵琶湖森林づくり事業との整合性に関して注視していく必要がある。
- 琵琶湖森林づくり事業の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていく必要がある。

#### ② 現行の課税方式（県民税均等割超過課税方式）に関する意見

- 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、他に財源がない限りは、税によることが必要である。
- 税による場合は、現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適当と考える。
- 県民税の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていく必要がある。

#### ③ 県民税均等割超過課税方式の税率に関する意見

- 基金累計残額の活用により、現行の税率のままでも、琵琶湖森林づくり事業を一定期間維持することが可能であり、また、種々の状況も考慮し、現段階では、現行の税率を維持することは適当と考える。
- 琵琶湖森林づくり事業について、国の動き等により他の財源が担保されたり、林業振興により自立的に森林づくりが行われたりするようになることで県民税充当額を縮小できる場合等は、税率の引き下げなども考えられる。
- 琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である平成32年度においては、必要な事業を効果的に遂行する結果として、基金積立の残額は残らないものと見込まれる。

#### ④ 県民税条例の次回の検討時期に関する意見

- 一定の検討期間の確保を前提に、滋賀県森林審議会における平成33年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要がある。
- 県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を加えることが適当である。